

宮城県公報

発行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○海岸保全区域の変更 (水産業基盤整備課) 一

○道路の供用開始 (道路課) 一

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第四号に規定する

長期優良住宅建築等計画に関する自然災害による被害の発生の防止又は

軽減への配慮に関する基準 (住宅課) 二

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (精神保健推進室) 二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 二

告 示

○宮城県告示第五十六号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和四十二年宮城県告示第五百二十一号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和四年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称	指定区域
漁港名	海岸名	

仙台湾沿
折ノ浜漁
区海岸

ナ点	次に掲げるイ点からナ点までを順次結んだ直線及びイ点と
イ点	ナ点を結んだ直線により囲まれた区域
エ点	石巻市折ノ浜字卯ノ崎九番四地内の二級基準点
ロ点	イ点から二五度五九分一秒一四八・〇八七メ
ハ点	ロ点から一八四度一八分五三秒二〇・六四七メートル
ニ点	ハ点から一三六度五九分三六秒二〇・四二五メートル
ホ点	ニ点から一八四度二九分〇七秒一八・九三三メートル
ヘ点	ホ点から一九七度〇八分四一秒二一・二三〇メートル
ト点	ヘ点から二三度四八分三三秒四〇・〇一八メートル
チ点	ト点から二七五度二八分一三秒三七・三八一メートル
リ点	チ点から二六一度三三秒〇一秒一八・三三二メートル
ヌ点	リ点から二〇六度四〇分五五秒三八・三七四メートル
ル点	ヌ点から一六九度四四分二秒二六・六四六メートル
ヲ点	ル点から一六六度三四分四五秒九九・二三八メートル
ワ点	ヲ点から一八七度一七分五六秒二四・一二二メートル
カ点	ワ点から二〇六度四三分三三秒二三・八四三メートル
キ点	カ点から二九六度四三分三三秒二八・三八一メートル
ク点	キ点から二六度四三分三三秒二二・七一七メートル
コ点	ク点から七度一七分五秒七・一八二メートル
サ点	コ点から三三度四分五秒一・二四二メートル
セ点	サ点から二八度二四分五四秒二四・四六〇メートル
ソ点	セ点から二六度四六分一五秒三八・八六二メートル
ツ点	ソ点から二六度四三分一七秒七八・一五四メートル
ネ点	ツ点から四度二九分〇七秒四四・七二六メートル

○宮城県告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年二月四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台塩釜線	塩竈市牛生町四八番一〇地先から 同市舟入二丁目五番一八地先まで 塩竈市中の島六二番地先から 同市港町二丁目一二五番地先まで	令和四年 二月七日

○宮城県告示第五十八号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項第四号に規定する長期優良住宅建築等計画に関する自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準を次のように定め、令和四年二月二十日から施行する。

令和四年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅（以下「認定申請対象住宅」という。）が次に掲げる区域内にある場合には、長期優良住宅建築等計画の認定は行わない。
 - 1 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域
 - 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域
- 二 前号の規定にかかわらず、認定申請対象住宅が同号に掲げる区域内にある場合において、当該区域の指定の解除がされることが決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合等は、長期優良住宅建築等計画の認定をすることができ。
- 三 認定申請対象住宅が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十九条第一項に規定する災害危険区域内にある場合において、当該住宅が同項の規定に基づく条例の規定に適合する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定をすることができ。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年二月四日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くるみ薬局	角田市角田字田町二二三番地の六	令和四年二月一日
ヤマザワ調剤薬局杜のまち店	黒川郡大和町杜の丘一丁目一六番	令和四年二月一日
くまさん薬局 藤倉店	塩釜市藤倉二一四一二二	令和四年二月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たつみの風訪問看護ステーション	大崎市古川江合寿町一丁目五番地一二	令和四年二月一日
訪問看護ステーション火の鳥	石巻市小船越字堤下六六番地	令和四年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和四年二月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
わたのは薬局	石巻市さくら町五一七一五	令和三年十一月三十日
宮城調剤薬局 浜吉田駅前店	亶理郡亶理町吉田字大谷地七二一七三七	令和四年一月三十一日
大崎調剤薬局古川西店	大崎市古川大宮一丁目二一六九	令和三年十二月二十九日
くるみ薬局	角田市角田字田町二二三一六	令和三年十二月三十一日